

千葉県条例第61号

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後		
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></p> <p>が行われた場合であって、当該<u>健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の</u>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>利用開始時の</u>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。</p> <p>[新設]</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であって、当該<u>健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>同欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="858 1758 1385 1998"> <tr> <td data-bbox="858 1758 1134 1998"> <u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u> </td> <td data-bbox="1134 1758 1385 1998"> <u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u> </td> </tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>		

3・4 [略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="863 185 1139 427"><u>乳幼児に対する健康診査</u></td> <td data-bbox="1139 185 1402 427"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td> </tr> </table>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>		

(千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(健康管理) 第33条 [略] 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断</p> <p>が行われた場合であって、当該健康診断 がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断 の結果を把握しなければならない。</p>	<p>(健康管理) 第33条 [略] 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。） （以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p>												
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="272 1653 799 1697">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1697 549 1816">障害児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="549 1697 799 1816">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1816 549 1977">[新設]</td> <td data-bbox="549 1816 799 1977">[新設]</td> </tr> </table>	[略]		障害児が通学する学校における健康診断	[略]	[新設]	[新設]	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="863 1653 1355 1697">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1697 1139 1816">障害児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="1139 1697 1355 1816">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1816 1139 1977"><u>乳児又は幼児に対する健康診査</u></td> <td data-bbox="1139 1816 1355 1977"><u>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康</u></td> </tr> </table>	[略]		障害児が通学する学校における健康診断	[略]	<u>乳児又は幼児に対する健康診査</u>	<u>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康</u>
[略]													
障害児が通学する学校における健康診断	[略]												
[新設]	[新設]												
[略]													
障害児が通学する学校における健康診断	[略]												
<u>乳児又は幼児に対する健康診査</u>	<u>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康</u>												

	診断又は臨時の健康診断
3 [略]	3 [略]

(千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設備)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第52条第1項第2号において「乳幼児」という。）のみが入所する居室の1室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(健康管理)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断</p> <p style="text-align: center;">が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができ</p>	<p>(設備)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第28条第2項の表及び第52条第1項第2号において「乳幼児」という。）のみが入所する居室の1室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(健康管理)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができ</p>

る。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

[略]	
障害児が通学する学校における健康診断 [新設]	[略] [新設]

3 [略]

(虐待等の禁止)

第42条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 [略]

る。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

[略]	
障害児が通学する学校における健康診断	[略]
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

3 [略]

(虐待等の禁止)

第42条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。